

番号	図番	質 疑 内 容	回 答 内 容
1		現場確認の際、プラットホームにトンパックが置かれているのが見受けられました。 当該トンパックは本工事で処分するのでしょうか。 本工事で処分する場合、内容物と数量をご教示願います。 なお内容物のごみビット内の残留物や設備内の残留灰の場合、一般廃棄物に該当するため、本工事において産業廃棄物として処分できないと思われますが、併せてご教示願います。	内容物は次のとおりです。 ・特殊反応剤8パック ・消石灰15パック ・活性炭2パック これらは別途に市で処分します。
2		工事費内訳書の共通費について、共通仮設費率および現場管理費率を算定する際の工事種別は「改修建築工事」でしょうか。	「新宮建築工事」で積算しています。
3		入札時に提出する内訳書について、入札説明書には「様式自由」とありますが、北九州市ホームページの「入札・契約関係各種様式(ダウンロード)一覧」にある「内訳書(建築系)」に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。 また内訳書に記載するレベルについて、直接工事費は参考数量内訳書における、工事費内訳－工事種別内訳－種目別内訳－科目別内訳－中科目別内訳－細目別内訳のうちのどのレベルまで、共通仮設費については参考数量内訳書における、工事費内訳－共通仮設費(積上分)明細のうちのどのレベルまで記載すればよろしいでしょうか。	入札時に提出していただく内訳書については、様式自由としていますが、本市ホームページ「電子入札関係書類(工事)」に掲載のひな型「内訳書(建築系)」を利用していただいても結構です。記載内容については「【記入例】内訳書(建築系・土木系)」をご参照ください。 記載するレベルについては「工事費内訳」レベルで結構です。
4		北九州市の契約関係規定集(入札・契約制度)のうちの「工事請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約に係る最低制限価格の設定基準について」および「北九州市建設工事低入札価格調査実施要領」において、本工事は調査基準価格が設定される工事かと思いますが、調査基準価格の算定において、算定式より算出された額が「予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする」との下限値の設定がありますが、例えば「予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とする」等の上限値に関する規定はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。